

第2次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画の概要について

1 趣旨・基本理念

すべての県民が、消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、県民の消費生活における自立を支援し、若年者を含めた積極的な「学び」を促進するとともに、消費者団体等の多様な主体の「自治の力」を支援することにより、県民の消費生活の安定と向上を目指す。

また、「長野県版エシカル消費」(人・健康・地域・社会・環境に配慮した思いやりのある消費)の推進に取り組み、SDGsにおける「持続可能な生産消費形態の確保」に資する。

2 施策の展開

長野県消費生活条例で定める「消費者の5つの権利」を施策推進の基本方針として、従来からの課題である次の事項について、引き続き施策を推進する。

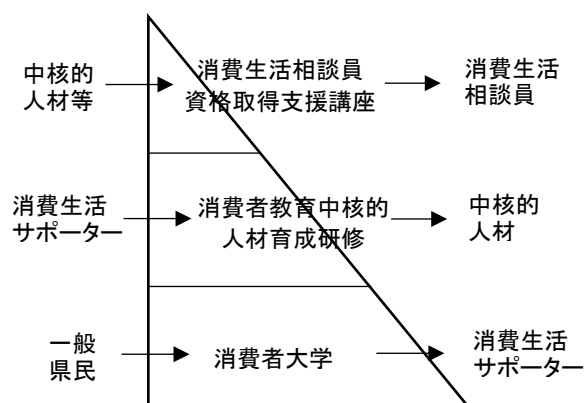
- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ○情報の確実な伝達 | ○外国人、障がい者等への啓発 |
| ○特殊詐欺被害認知件数の半減 | ○適格消費者団体の設立支援 |
| ○高齢者等見守りネットワークの構築 | ○消費生活センターの情報発信機能の強化 |
| ○消費生活サポーターの活用 | ○市町村消費生活センター人口カバー率の増加 |

新たな施策として、次の施策を推進する。

○『消費者大学』事業

一般県民、消費者教育の中核的人材、国家資格取得希望者の各段階に応じた『学び』の場を開設。中核的人材により県民の『自治の力』を支援し、地域活動を活性化。

小・中・高校へは外部講師派遣事業・出前講座を継続実施。教育委員会では「新学習指導要領」に基づき消費者教育を実施。子育て世代へも出前講座を実施。



○『長野県版エシカル消費』の推進

国際的な取組としての「エシカル消費」に加え、長野県独自の取組として「健康に配慮した消費行動」を位置付けることにより、医療費抑制などの社会的課題の解決に寄与するとともに、「地消地産をはじめとするエシカルな生産活動」を積極的に展開。

消費者大学などを通じて、長野県版エシカル消費の広報・啓発に努めつつ、大規模な消費者団体(生協等)や生産者・事業者団体、県内の大学及び関係部局と連携し、消費者・生産者・事業者の対応を促進。

3 数値目標

消費者大学・講座等の受講者数	年間2万人	【新設】
長野県版エシカル消費認知度	100%	【新設】
特殊詐欺被害認知件数 (H25:195件の半減)	90件	【継続】
高齢者等見守りネットワークの構築	全市町村	【継続】
市町村消費生活センター人口カバー率	100%	【継続】